

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年12月4日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：タンザニア国市場価値のある産業人材育成プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業 務 名 称：タンザニア国市場価値のある産業人材育成プロジェクト

調達管理番号：24a00750

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年12月4日  
独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：タンザニア国市場価値のある産業人材育成プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年2月 ～ 2030年3月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2025年2月 ～ 2027年3月

第2期：2027年3月 ～ 2030年3月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきまして

は、契約交渉の場で確認させていただきます。

第1期：

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の18%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の18%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

第2期：

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

#### （6）部分払いの設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

第1期：

- 1) 2025年度（2026年3月頃）

第2期：

- 1) 2027年度（2028年3月頃）
- 2) 2028年度（2029年3月頃）

## 2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

経済開発部 民間セクター開発グループ第二チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2024年12月10日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2024年12月11日 12時まで
3	質問への回答	2024年12月16日まで

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年 1月 7日 12時まで
5	プレゼンテーション	2025年 1月 10日 10:30～ (予定)
6	評価結果の通知日	2025年 1月 17日まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

#### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年10月追記版)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ソマリア国若者と脆弱層の雇用促進に係る能力強化プロジェクト及びタンザニア国市場価値のある産業人材育成プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)」(調達管理番号: 23a00457)の受注者(EY新日本有限責任監査法人)及び同業務の業務従事者

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者としません。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めませ

ん。

(4) 確認結果の通知：上記2. (3) 日程の期日までにメールにて通知します。

#### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

#### 5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/DGuNPTR5Bs>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

#### 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。  
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00750\_〇〇株式会社\_見積書（または別見積書）」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

### （3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

（ただし、パスワードを除く）

### （4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには

含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。



## 第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項 <sup>2</sup>	特記仕様書（案）での該当条項
1	教員に対するソフトスキルの指導方法、指導方針、短期コースの開発方針	第3条2.（2） 第4条2.（1）
2	産業界からのニーズ確認方法、民間企業や産業団体と連携したショートコースの開発方針	第3条2.（3） 第3条2.（4） 第4条2.（1）①

<sup>2</sup> No. 1～No. 4はRDで合意したPDMの成果1～4に該当する。案件概要表及び特記仕様書（案）を確認し、活動内容や方針について提案ください。

		第4条2.(1)②
3	IAを通じた教員の能力開発方法 (IA実施先の確保、受入企業の理解促進、 実施後フォローアップ、IAプログラムの見 直しに係る活動方針)	第3条2.(4)
4	職業訓練校間の連携強化方法、国内での事 業展開方法、啓発活動方針	第3条2.(7) 第4条2.(1)④
5	本邦研修及び第三国研修のテーマ、訪問先 <sup>3</sup>	第4条2.(2)

### 3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費(一般業務費)での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む)(第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「3.競争参加資格」参照)。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

<sup>3</sup> RDで継続検討する事項とされたため、プロポーザルで提案ください。

## 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

### 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2023年12月
- ・ R/D署名：2024年8月21日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

### 第3条 実施方針及び留意事項

#### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

#### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

##### （1）プロジェクトの実施体制

タンザニアにおける当該分野の関係機関は多岐に亘っており、本事業の効果的な実施のためには、C/Pである教育科学技術省（Ministry of Education, Science and Technology。以下、「MoEST」）の他、職業訓練校を管轄する職業教育訓練公団（Vocational Education and Training Authority。以下、「VETA」）、技術教育訓練校を管轄する国家職業技術教育・訓練評議会（National Council for Technical and Vocational Education Training。以下、「NACTVET」）、産業団体など、教育セクターや産業界から幅広い関係機関を巻き込む必要がある。プロジェクト開始時点から関係機関とのネットワークを構築し、合同調整員会や活動1-1で設置するワーキンググループ等を通じて産業界と連携を促進する。

## (2) 産業界が求めるスキルと生徒が習得しているスキルとのミスマッチ

タンザニア政府の長期計画「National Development Vision 2025」の第3期5か年開発計画（Five Year Development Plan-III。以下、「FYDP-III」）では、雇用者が生徒に求めるスキルレベルと、生徒が教育訓練課程で習得したスキルレベルとのミスマッチに対処することが急務であると指摘している。特に、多くの求職者にはソフトスキル、製造業においては技術レベルの低さが指摘されている。具体的な例としては、コミュニケーションスキルの弱さ、革新性・創造性の欠如、問題解決における自発性の不足、リーダーシップの不足、知識の実践的適応能力の遅さ、時間管理、チームワークの欠如などが挙げられている。共通科目としてLife Skills<sup>4</sup>が導入されているため、同科目のカリキュラムを確認し、Morogoro Vocational Teachers Training College (MVTTC) において教員向けのソフトスキルに関するショートコースを設立する。ソフトスキルの対象分野は幅広いいため、本事業では特定の分野で求められているスキルではなく汎用性のあるソフトスキルについて支援し、ベースライン調査の結果を踏まえ支援するソフトスキルを決定する。本事業での支援対象者はソフトスキルを指導することができる教員とし、日本人専門家が直接生徒に指導することは想定していない。ショートコースに参加した教員の指導現場に同行し、指導方法に関してメンターシップの提供を通じてフィードバックを行い、教員の指導能力強化を促進する。上述のソフトスキルはカイゼンの指導を通じて身に付けられる可能性があるため、(10) JICA 事業との連携に記載の通り、カイゼンを指導することを検討する。

また、産業界が求めるスキルの理解やネットワーク構築のため、タンザニアでは普及していない就職活動に関するイベントやOB訪問の制度構築を支援する。

## (3) 技術支援分野の選定

FYDP-III では工業化促進を主要政策課題として掲げており、本事業における技術支援分野としては雇用を生み出す製造業が念頭にある。タンザニアの国家戦略（National Skills Development Strategy (NSDS) 2016/17~2025/26）に記載されている優先セクターは①アグリビジネス、②観光・ホスピタリティ、③エネルギー、④建設、⑤運輸・物流、⑥ICTであるが、産業団体及び民間企業からのニーズ、雇用吸収力、日本側のリソース、他ドナーの支援内容も考慮し、先方政府との協議やベースライン調査の結果を踏まえ技術支援分野を決定する。C/P からは

---

<sup>4</sup> 日常生活で生じる様々な課題や要求に対し、効果的に対処するために必要な能力（WHO）。職業訓練校では、クロスカッティングスキルとして教育されており、コミュニケーションスキル、レポート作成、批判的思考、対人スキルなどが指導されている。

技術系ショートコースの設立（コースのコンテンツ・教材の開発、資機材の供与、指導員の育成）の要望があり、民間企業や産業団体などと連携し本事業で支援対象とする分野のショートコースの設立を支援する。全国の職業訓練校の共通カリキュラムの改訂は想定していない。

なお、同計画は2025年度までの計画であるため、次期計画の内容についても策定前にヒアリングし、考慮する。

#### （４）教員の継続的な指導能力の向上（成果２）

教員の指導能力の向上は、教員が産業界の実務経験を積む制度である Industrial Attachment（IA）及び技術系ショートコースの設立に伴う指導能力強化を通して支援する。IAは現職教員にとって義務ではなく、教員の雇用主である VETA や私立校が経費を負担する必要があるため、MVTCC 校が実施している IA は4週間のコースで、参加者は20人程度に留まっている。同プログラムの実施状況を確認し、IAへの参加を促進する。

#### （５）支援対象校（パイロット校）の選定

要請書では、Dar es Salaam Regional Vocational training Service Center (RVTSC)、Dodoma RVTSC、Dar es Salaam Institute of Technology (DIT)、Arusha Technical College (ATC)がプロジェクトの支援対象校として要請されているが、上述（３）の通り技術支援分野が未定のため、ベースライン調査及びC/Pとの議論を踏まえ支援対象校を決定する。

Dar es Salaam RVTSC 及び Dodoma RVTSC は技術教育訓練（VET）<sup>5</sup>、DIT 及び ATC は職業教育訓練（TET）<sup>6</sup>に分類される。レベルや指導内容、管轄組織が異なる職業訓練校が対象校の候補に含まれており、それぞれのレベルに合致した指導内容を検討し、共通化できる指導内容があれば共通化する。

#### （６）機材供与

本事業では、プロジェクト目標・成果を踏まえ、支援分野決定後に必要と判断された場合にのみ機材を供与する。供与規模は小規模の基礎的機材を想定している。

#### （７）産業人材育成システム（成果４）

本事業で掲げる産業人材育成システムとは、成果１から成果３の活動を官民共

---

<sup>5</sup> VETは学生に職業スキルを身に付けさせるための教育訓練。

<sup>6</sup> TETは専門技術分野でより高い役割や責任を果たすのに必要な知識とスキルを身に付ける教育訓練。

同で実施することを指している。本事業の取り組みをタンザニア全土に発信するため、産業人材育成モデルハンドブックを作成する。

#### (8) インパクト評価

本事業ではインパクト評価を実施する。詳しくは第4条2.(3)③を参照。本邦有識者についてはJICAが別途派遣する。

#### (9) 第三国研修の実施

他国の事例を学ぶため、第三国研修を実施する。研修は協力期間中1回、10名、1週間程度（移動含む）を想定している。テーマは官民連携とし、関係機関や職業訓練校による民間企業・産業団体からのニーズヒアリング、就業支援策等を学ぶことを通じてタンザニアにおける職業訓練校と民間企業の連携強化を目的とする。渡航先及び人選は関係機関と協議の上決定するが、適切な方法、項目があればプロポーザルで提案する。<sup>7</sup>

#### (10) 山形県長井市との連携

山形県長井市は2016年に東京2020オリンピックのホストタウンに登録され、長井市の訪問団によるタンザニア訪問やタンザニアからの訪問団受け入れ等、スポーツ分野において人材交流が行われている。本事業においても、国別研修等を活用し、タンザニアの産業人材育成に貢献すると同時に、タンザニアと長井市の連携強化に資する活動を実施する。

#### (11) JICA事業との連携

JICAは2013年からタンザニアの中小企業を支援するプロジェクトを実施しており、現在は「ビジネス開発サービス（BDS）と品質・生産性向上（カイゼン）を通じた企業強化プロジェクト」（2023年～2027年）を実施中である。ソフトスキル支援を中心にこれまでの支援により育成されたカイゼンを指導できる人材の活用など連携の方策を検討する。また、同国の職業訓練校で活動している海外協力隊（機械工学（2025年2月まで）、PCインストラクター）との協力による開発効果を高める方策を検討する。

#### (12) 他ドナー連携

タンザニアでは既に他ドナーが職業訓練校に対する支援を実施している。ドイツ国際協力公社（GIZ）や韓国国際協力事業団が溶接や配管のショートコースを開

---

<sup>7</sup> 研修概要、訪問先、スケジュール、対象者等はプロポーザルで提案すること。

発し、実習生受入に係る MoU を約 50 社と締結した。支援分野の重複は避け、連携策を検討する。

## 第4条 業務の内容

### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

### 2. 本業務にかかる事項

#### (1) プロジェクトの活動に関する業務

##### ① 成果1に関わる活動

活動 1-1：MoEST の下に、民間セクターの産業団体も含めた官民連携のためのワーキンググループを設置し、ワーキンググループの TOR を策定する。

活動 1-2：既存の現職教員向けの訓練内容、現行のカリキュラム、講義内容、課外活動、ソフトスキルに関する産業界のニーズ等について、ベースライン調査を実施し、産業界が必要とする人材のニーズとギャップを特定する。

活動 1-3：本事業で対象とする雇用可能性を向上させるソフトスキルの分野と、Field Attachment (FA)<sup>8</sup>／Industrial Attachment (IA) の対象セクターを選定する。

活動 1-4：全国で参照・利用できる、FA／IA 受入先企業のデータベースを構築する。

活動 1-5：企業、職業訓練校生徒に対して、FA に関するガイダンスの提供や、目的や実施手順について説明する啓発活動を行う。

活動 1-6：産業界のニーズに応じて、企業と協働し、対象セクターからの需要があるスキルを提供する短期コースのコンテンツを開発する。

活動 1-7：就職説明会等のイベント開催や卒業生と在校生とのネットワーク構築を通じて、就職支援機能の充実を図る。

活動 1-8：インパクト評価を設計及び実施する。

##### ② 成果2に関わる活動

活動 2-1：ベースライン調査の結果に基づき、教員と企業を招いたセミナーを実施し、産業界からの生徒に対する需要が高い能力やスキルについて、教員の理解を促進する。

---

<sup>8</sup> 職業訓練校の生徒が実務経験を積むための企業実習制度。

活動 2-2 : 教員による、産業界の企業で実務経験を積むためのプログラム (IA) への参加を促進する。

活動 2-3 : IA を受けた教員に対して、所属先の職業訓練校に戻ってからの実践についてコーチングを提供し、フォローアップを行う。

活動 2-4 : プロジェクト活動に参加した教員、企業、職業訓練校からのフィードバックを収集し、IA プログラムの見直しを行う。

活動 2-5 : 教員や企業からのフィードバックをもとに、現職教員向け訓練のカリキュラム内容や実務経験を積むためのプログラムに関する提言を作成する。

### ③ 成果 3 に関わる活動

活動 3-1 : ベースライン調査の結果に基づき、現職教員向けのソフトスキルの指導に関する短期コースを開発する。

活動 3-2 : 開発したソフトスキルに関する短期コースを、選定した職業訓練校の現職教員に対して実施する。

活動 3-3 : ソフトスキルに関する短期コースを受講した教員に対してメンターシップを提供し、フォローアップを実施する。

活動 3-4 : 現場からのフィードバックに基づき、ソフトスキルに関する短期コースのコンテンツを見直す。

活動 3-5 : Morogoro Vocational Teachers Training College (MVTTC)において、ソフトスキルに関する短期コースを教授できる講師を養成する。

### ④ 成果 4 に関わる活動

活動 4-1 : 本事業進捗状況や優良事例について、職業訓練校間で情報共有するための計画を策定する。

活動 4-2 : 成果 1~3 から得られた実践例や教訓を他の職業訓練校に对外発信する。

活動 4-3 : IA を含む現職教員の訓練を全国展開するための方針案や計画を提案する。

活動 4-4 : 生徒にソフトスキルを指導できる教員の継続的な能力開発の仕組みや、ソフトスキルに関連するカリキュラムの改訂を提案する。

活動 4-5 : インパクト評価の結果に基づき、ソフトスキルの重要性と学生の就職率向上のための現職教員の再訓練に関する啓発活動を実施する。



## (2) 本邦研修・招へい

- 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。  
本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）。
- 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計 3回
対象者	教育科学技術省（MoEST）、国家職業技術教育・訓練評議会（NACTVET）、職業教育・訓練公団（VETA）、各職業訓練校
参加者数	約 10名/回
研修日数	約 12日（移動日を含む）/回

## (3) その他

### ① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

## ② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

## ③ インパクト評価の実施

本業務では以下の対応を行う。

- 成果 1 及び成果 4 の活動として実施する。選定されたパイロット校においてカイゼン訓練カリキュラムを導入し、カイゼン訓練の効果についてインパクト評価を行う。
- カイゼン訓練の前後での効果を検証する。具体的な効果としては、生徒の意識や行動などの非認知能力の向上、就職率や初任給に加え、卒後 3~5 年の中長期的なデータを収集することを想定している。
- 受注者は、評価デザインに基づき必要となるデータを収集し、現地調査の実施、品質管理、進捗監理を行う。なお、現地調査は再委託による実施を可とする。
- RCT 手法等、客観性のある評価デザインを有識者と協議する。現地調査員の指導、データ分析、学術論文の作成<sup>9</sup>は有識者が行う。

## ④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

---

<sup>9</sup> カイゼン訓練の介入効果を学術的にまとめるため、調査の成果品として学術論文を作成する。学術論文はジャーナルに掲載することも検討する。

⑤ エンドライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
- 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	1 部
ワーク・プラン	契約締結後 1 か月以内	日本語 英語	電子データ	1 部
モニタリングシート	事業開始 6 か月後毎	英語	電子データ	1 部
業務進捗報告書	業務開始 12 か月後毎	日本語	電子データ	1 部
業務完了報告書	契約履行期限末日 (第 2 期終了時のみ)	日本語	製本	4 部
			CD-ROM	1 部
事業完了報告書	契約履行期限末日 (第 2 期終了時のみ)	英語	製本	10 部
			CD-ROM	1 部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

#### (5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

### 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 短期コース指導要領、研修教材
- (2) ソフトスキル指導要領、研修教材
- (3) 産業人材育成モデルハンドブック

### 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

## 第6条 再委託

- 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。  
再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	インパクト評価に係るデータ収集実態調査	ベースライン調査、エンドライン調査 <sup>10</sup>	各1回	定額計上
2	データベース開発	仕様設計、テスト運用 <sup>11</sup>	1回	定額計上

## 第7条 機材調達

- 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	職業訓練校導入機材-	ベースライン調査を踏まえ、C/Pと協議する。-	未定-	供与機材	定額計上
2	パソコン、プロジェクター、複合機	現地研修で使用するパソコン・プロジェクター、現地プロジェクトオフィスにて使用するプリンター。	各1台	事業用物品	本見積

## 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

<sup>10</sup> インパクト評価の対象校はプロジェクト対象校と同じ想定であるが、研究デザインやサンプル数次第で対象校以外を含める可能性がある。調査対象の生徒は職業訓練校に所属しているため、調査の実施場所は職業訓練校を想定している。介入を受け卒業した生徒のトラッキング調査はプロジェクトの進捗次第であるが、実施する場合はメール、電話等を想定している。

<sup>11</sup> IA/FAの実施先は生徒/教員が自ら探す必要があり負担の大きい制度となっているため、タンザニア全土の実施先企業リストを作成し、業務内容、応募要件、受入期間、待遇等を掲載する。

## 案件概要表

## 1. 案件名

国名：タンザニア連合共和国（タンザニア）

案件名：（和文）市場価値のある産業人材育成プロジェクト

（英文）Project for Marketable Industrial Human Resource Development

## 2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

タンザニア政府は 1999 年に発表した長期計画「National Development Vision 2025」において 2025 年までの中所得国入りを掲げ、同目標に向け工業化推進を重視してきた。同国経済は、年率平均 5.9%の経済成長率（1999 年～2023 年）を達成し、2022 年の一人当たり GDP は 1,192 米ドルと、1999 年比で約 3 倍に増加した（世界銀行、2022 年）。他方、製造業の GDP に占める割合は 25.4%（2012 年）から 27.7%（2022 年）と停滞し、産業構造の転換には至っていない（Statista, 2023 年）。更なる経済成長には付加価値のある輸出志向型の製造業育成が重要である（世界銀行 World Development Report、2017 年）。

このような状況を踏まえ、2021 年からの第 3 期 5 か年開発計画（Five Year Development Plan-III（FYDP-III））では、経済構造変革と人材育成による工業化促進を主要政策課題として掲げている。具体的には、約 3,000 万人とされるタンザニアの労働人口（CIA, 2021 年）のうち、高度技能職（管理職、専門家、エンジニア等）を 4 倍、中度技能職（技術者、サービス従事者等）を 3 倍に増やし、高度人材育成を通じ、中所得国入りを目指すとして明記されている。

なお、第 2 期 5 か年開発計画（FYDP-II）では職業訓練校に進学する生徒数が約 19 万 6 千人から 32 万人に増加したが、その教育の質には依然課題があり、大統領府計画委員会（President's Office - Planning Commission）によれば産業界が求める人材ニーズと生徒の能力・技能とのミスマッチが指摘されている。また、職業訓練校修了資格を有するにも関わらず、産業人材の技術レベルの低さやソフトスキル（コミュニケーション能力、リーダーシップ、チームワーク、革新性・独創性等）の不足も指摘されており、労働生産性向上のためには産業界のニーズに即した即戦力となり得る人材を職業訓練校が育成することが求められている。

JICA では、同国に対し品質・生産性向上（カイゼン）による製造業強化のための技術協力を 2 期（2013 年～2016 年、2017 年～2022 年）に渡り実施してきた。また、2021 年度には「タンザニア国産業人材育成にかかる情報収集・確認調査」

を実施し、企業及び職業訓練校への調査や、企業ニーズを踏まえた1週間のモデルトレーニングをダルエスサラーム州職業訓練校の教員及び生徒に対し実施した。その結果、産業界の人材ニーズと職業訓練校が提供するカリキュラムの技術・ソフト面でのギャップや、就職支援機能（インターンシップの調整機能を含む）の脆弱性等の課題が確認された。

こうした課題を踏まえ、同国政府は職業訓練校の教員の能力向上を図り、産業界のニーズにマッチした人材育成体制を整えるべく、本事業を我が国政府に要請した。

## (2) 当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

我が国の「対タンザニア連合共和国国別開発協力方針」（2017年9月）では「経済成長のけん引セクターの育成」を重点分野の一つに掲げている。また、JICAタンザニア国別分析ペーパー（2018年3月）では、重点分野の一つとして「経済成長をけん引するセクターである農業、産業開発・民間セクター開発に取り組む」との方針が示されており、本事業はこれら協力方針に合致する。

更に、JICAの「課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）4. 民間セクター開発」（2021年6月）が掲げる現地民間企業の育成・競争力強化、イノベーション、投資促進・産業振興等推進による持続可能で質の高い成長の確保、現地企業と日本企業の協働・連携強化による途上国と日本の双方の経済の強靱化を目指すとの支援方針に合致する。また、SDGsのゴール8「すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用及びディーセント・ワークの推進」及びゴール9「レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大」への貢献が期待できる

## (3) 他の援助機関の対応

### 1) 世界銀行

東アフリカ地域における職業訓練校へのアクセス向上とプログラムの質の改善に係るプロジェクト「East Africa Skills for Transformation and Regional Integration Project (EASTRIP) (2018年～2024年)」を実施中。同プロジェクト枠組みの一つとして、職業訓練校等の職業・技術教育訓練機関の教員に対する中国大学院留学制度がある。

### 2) ドイツ国際協力公社

欧州連合、ノルウェー開発協力庁、韓国 KOICA とともに「Employment and Skills for Development in Africa (E4D) Programme (2015年～2023年)」を実施済。主に女性や若者をターゲットとし、起業家支援やグリーンジョブ促進に焦点を当て、地域の雇用促進とスキルギャップに対応するための求職者、被雇用者、企業及び職業訓練校の能力強化を提供。今後、職業訓練校の能力強化として短期コースの開発等の支援を行う、「Employment promotion for women for



the green transformation in Africa(2024 年～2028 年)」を開始予定。

3) 中国政府

カゲラ州に職業訓練校を建設 (2022 年)

### 3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、タンザニアにおいて、職業訓練校における①官民連携強化、②教員の継続的な能力強化、③ソフトスキルの指導力の強化、④学校間の連携強化による人材育成システムの普及を行うことにより、産業界が求める技能を備えた人材の育成体制の強化を図り、もって産業界のニーズに対応できる人材が継続的に育成されることに寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ダルエスサラーム、ドドマ、アルーシャ、モロゴロ (ベースライン調査を踏まえ確定)。

(3) 本プロジェクトの受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者：実施機関の職員 (約 80 名)、講師育成研修への参加者 (約 600 名)、

卒業生の就職先企業

最終受益者：職業訓練校の教員及び生徒

(4) 事業実施期間

2025 年 3 月～2030 年 3 月を予定 (計 60 カ月)

(5) 事業実施体制

①実施機関 (カウンターパート機関)：

教育科学技術省 (Ministry of Education, Science and Technology。以下、「MoEST」)

②対象機関：

職業訓練校のパイロット校 (ベースライン調査を踏まえ確定)

(6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

①我が国の援助活動

「品質・生産性向上 (カイゼン) による製造業企業強化プロジェクト」フェーズ 1 (2014 年～2016 年) 及びフェーズ 2 (2017 年～2022 年) を実施しカイゼンを指導できるコンサルタントが育成された。また、「ビジネス開発サービス (BDS) と品質・生産性向上 (カイゼン) を通じた企業強化プロジェクト」(2023 年～2027 年) ではカイゼンを含めた総合的な経営管理分野を指導できるコンサルタントを育成している。本事業では教員のソフトスキルの指導能力を向上させる活動を含めており、教員及び生徒向け短期コースにカイゼン指導を導入予定、カイゼン指導は、上記プロジェクトで育成したカイゼントレーナーが担うことを想定。

## ②他の開発協力機関等の援助活動

ア) ドイツ国際協力公社による「Employment and Skills for Development in Africa」では、雇用のための職業スキル向上及び起業の促進を目的に、産業界へのヒアリングに基づく短期コース（溶接、配管）の設立及び機材供与を実施。また、生徒や教員の企業実習の実施に係る企業との MoU が締結されており、MoU 締結企業に対し本事業でも協力を働き掛け、効率的な官民連携の促進を図る予定。また 2023 年から開始した「Employment promotion for women for the green transformation in Africa」では女性の就業支援に加え女性労働者や経営者に対して競争力強化に関する研修を提供している。同プログラムで支援される職業訓練校について情報共有を図ることで相互補完関係を築くべく、連携を模索する。

イ) その他、民間企業が職業訓練校に対し機材供与及び技術支援を実施している事例もあることから、これらの民間企業との連携可能性を検討していく

## (7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

### ①環境社会配慮

ア) カテゴリ分類 (C)

イ) カテゴリ分類の根拠: 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布) 上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

ウ) 環境許認可: 該当なし

エ) 汚染対策: 該当なし

オ) 自然環境面: 該当なし

カ) 社会環境面: 該当なし

キ) その他・モニタリング: 該当なし

②横断的事項: 特になし

③ジェンダー分類: 【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」  
「ジェンダー対象外」

<活動内容/分類理由>

## (8) その他特記事項

特になし。

## 4. 事業の枠組み

### (1) 上位目標

タンザニア全土において産業界のニーズに対応できる人材が継続的に育成される。  
指標 1: 対象セクター からの需要が高いスキルを提供する短期コースが実施される。

指標 2: 毎年 100 名以上の教員に対して、Industrial Attachment (IA) が継続的に

実施される。

指標 3：毎年 100 名以上の教員に対して、本事業で開発したソフトスキルに関する研修コンテンツに基づいた訓練が継続的に実施される。

指標 4：トレーサースタディにおいて、企業による卒業生の評価結果が向上する。

指標 5：職業訓練校の卒業生の就職率が 10%上昇する。

## (2) プロジェクト目標

産業界が求める技能を備えた人材を育成する体制が強化される。

指標 1：対象セクターからの需要が高いスキルを提供する短期コースの内容が継続的に開発される。

指標 2：Field Attachment (FA) 受入企業の満足度が 10%向上する。

指標 3：職業訓練校におけるソフトスキル研修に関するコンテンツが既存のカリキュラムに反映される。

指標 4：少なくとも 5 つの職業訓練校で産業人材育成システムが実践される

## (3) 成果

成果 1：職業訓練校を通じた雇用能力向上のための官民連携が強化される。

成果 2：現職教員に対する継続的な能力開発システムが強化される。

成果 3：ソフトスキルの指導能力を向上させるための教員の人材育成システムが強化される。

成果 4：職業訓練校間の連携が強化され、産業人材育成システムが普及される。

## (4) 活動

成果 1 に関する活動：

1-1. MoEST の下に、民間セクターの産業団体も含めた官民連携のためのワーキンググループを設置し、ワーキンググループの TOR を策定する。

1-2. 既存の現職教員向けの訓練内容、現行のカリキュラム、講義内容、課外活動、ソフトスキルに関する産業界のニーズ等について、ベースライン調査を実施し、産業界が必要とする人材のニーズとギャップを特定する。

1-3. 本事業で対象とする雇用可能性を向上させるソフトスキルの分野と、FA/IA の対象セクターを選定する。

1-4. 全国で参照・利用できる、FA/IA 受入先企業のデータベースを構築する。

1-5. 企業、職業訓練校の生徒に対して、FA に関するガイダンスの提供や、目的や実施手順について説明する啓発活動を行う。

1-6. 産業界のニーズに応じて、企業と協働し、対象セクターからの需要があるスキルを提供する短期コースのコンテンツを開発する。

1-7. 就職説明会等のイベント開催や卒業生と在校生とのネットワーク構築を通じて、就職支援機能の充実を図る。

1-8. インパクト評価を設計及び実施する。

成果 2 に関する活動：

2-1. ベースライン調査の結果に基づき、教員と企業を招いたセミナーを実施し、産業界からの生徒に対する需要が高い能力やスキルについて、教員の理解を促進する。

2-2. 教員による、産業界の企業で実務経験を積むためのプログラム（IA）への参加を促進する。

2-3. IA を受けた教員に対して、所属先の職業訓練校戻ってからの実践についてコーチングを提供し、フォローアップを行う。

2-4. プロジェクト活動に参加した教員、企業、職業訓練校からのフィードバックを収集し、IA プログラムの見直しを行う。

2-5. 教員や企業からのフィードバックをもとに、現職教員向け訓練のカリキュラム内容や実務経験を積むためのプログラムに関する提言を作成する。

成果 3 に関する活動：

3-1. ベースライン調査の結果に基づき、現職教員向けのソフトスキルの指導に関する短期コースを開発する。

3-2. 開発したソフトスキルに関する短期コースを、選定した職業訓練校の現職教員に対して実施する。

3-3. ソフトスキルに関する短期コースを受講した教員に対してメンターシップを提供し、フォローアップを実施する。

3-4. 現場からのフィードバックに基づき、ソフトスキルに関する短期コースのコンテンツを見直す。

3-5. Morogoro Vocational Teachers Training College (MVTTC)において、ソフトスキルに関する短期コースを教授できる講師を養成する。

成果 4 に関する活動：

4-1. 本事業進捗状況や優良事例について、職業訓練校間で情報共有するための計画を策定する。

4-2. 成果 1～3 から得られた実践例や教訓を他の職業訓練校に对外発信する。

4-3. IA を含む現職教員の訓練を全国展開するための方針案や計画を提案する。

4-4. 生徒にソフトスキルを指導できる教員の継続的な能力開発の仕組みや、ソフトスキルに関連するカリキュラムの改訂を提案する。

4-5. インパクト評価の結果に基づき、ソフトスキルの重要性と学生の就職率向上のための現職教員の再訓練に関する啓発活動を実施する

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

- ① 企業、民間団体、職業訓練校のコミットメントが確保されている。
- ② 本事業に参加する教員の数が確保される。
- ③ 本事業の対象校に勤務する教員が、プロジェクトの研修に参加できる。
- ④ 必要に応じて、関係するステークホルダー間での覚書（MoU）が、適時に締結される。

### (2) 外部条件

- ① プロジェクト活動のための予算配分と資金配賦が確保されている。
- ② プロジェクト活動に対する関係者のコミットメントと協力体制が確保されている。
- ③ タンザニア及び世界を取り巻くビジネス環境が急激に悪化しない。
- ④ 本事業で研修を受けた教員が、引き続き職業訓練校で業務を行っている。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

「サウジアラビア王国技術教育開発・訓練センタープロジェクト」（2004年～2009年）の事後評価調査（2011年）において、日本側の専門家の専門知識が不足していたことが一因となり技術移転が適切に行われなかったことが指摘されている。本事業の協力対象分野の選定においては、相手国側からのニーズのみならず、日本側のリソース状況も考慮する。

「メキシコ国プラスチック成形技術人材育成プロジェクト」（2010年～2014年）の終了時評価調査（2014年）において、産業界のニーズをカリキュラムに反映することや、生徒が企業で実習の機会を積むことなど、工業高校とプラスチック産業界との連携を促進することで双方にとって有益な事業であったと評価された。本事業においても同様に、カリキュラム作成においては産業界のニーズを反映することが重要である。

また、「カンボジア国産業界のニーズに応えるための職業訓練の質向上プロジェクト」（2015年～2021年）の業務完了報告書において、本事業同様にパイロット校を絞り込んだ上で人材育成モデルを構築し、非パイロット校への普及を試みたが、限られたプロジェクト期間内での実施は負担が大きかったことが示されている。可能な限り早い段階でモデルケースをパイロット校で構築し、ボトムアップ方式で現地での活動を通じて取り組みの効果を実感してもらうことにより、中央省庁の承認が得やすいとされた。また、同プロジェクトでは、パイロット校が縦割りとなっており、訓練校間での連携が不足していたため、プロジェクトでワーキンググループを組織し機能させることで情報共有の場ができ活動方針の決定や実施を促すこ

とが可能となった。本事業においても、活動 1-1 に記載の通り早期にパイロット校と関係機関が情報を共有するワーキンググループを立ち上げることが重要である。

以 上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。

第一段階（計画フェーズ）：

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/P との協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

第二段階（本格実施フェーズ）：

第一段階で策定された詳細計画に基づいて C/P と共に本格的に活動を実施する。

海外協力隊員との協働

- 発注者は、本契約とは別に、協力隊員を派遣している。受注者は、これら協力隊員と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。
- 同協力隊員の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する海外協力隊の業務内容」をそれぞれ参照する。同協力隊員の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同協力隊員への役割分担の理解を促進する。



□ 施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

(参考) 派遣中の海外協力隊の業務内容

指導科目：工作機械

<派遣の目的>

製造工場で機械工として働ける技術の習得を目指す生徒を対象に指導することにより、労働市場のニーズに合った質の高い人材の育成を支援する。

<活動内容>

- ・ 同僚と共に、工作機械の基本操作および保守点検等の授業を行う。
- ・ 同僚に対し、工作機械の基本操作および保守点検等実務作業および座学授業におけるアドバイスを行う。

指導科目：PC インストラクター

<派遣の目的>

教員の技術や授業の質の向上を行い、ICT の知識や技術を海外協力隊から吸収しコースを発展させることを支援する。

<活動内容>

- ・ PC の基本操作および Microsoft Office の使用方法、ホームページ作成などの授業を行う。
- ・ Microsoft Office 等の指導方法の改善。
- ・ 可能な範囲で PC リペアや OS のアップデートを行う。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務: 産業人材育成及び職業訓練校の教員の指導能力強化並びに産官学連携強化に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：タンザニア国及び全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2025年2月より業務を開始し、2030年3月の終了まで61ヶ月を2期に分けて複数年度にわたり業務実施契約にて実施する事を想定しています。

第1期：2025年2月～2027年3月

第2期：2027年3月～2030年3月

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約78.72人月

「本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月5.7（計3回分）を含みます（本経費は定額計上に含まれます）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。」

2) 渡航回数を目途 全70回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- インパクト評価に係るデータ収集実態調査
- データベース開発

### (4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 要請書
- 詳細計画策定調査報告書
- 討議議事録（Records of Discussions: RD）

## 2) 公開資料

- タンザニア国産業人材育成にかかる情報収集・確認調査 最終報告書  
[12335154.pdf](#)
- タンザニア国 品質・生産性向上(カイゼン)による製造業企業強化プロジェクトフェーズ2  
[12364253\\_01.pdf](#)  
[12364253\\_02.pdf](#)

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

## (6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

## 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼ

ンテーション実施要領」を参照してください。

#### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

##### （1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

##### （2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

#### **【上限額】**

**452,831,733 円（税抜）**

※ 上記の金額は、下記（3）別見積りとしている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積りには含めないでください）。

※ 本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。



(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

■ 本案件は定額計上があります (94,553,700 円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	インパクト評価に係るデータ収集実態調査	第2章 特記仕様書案 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (3) その他③のインパクト評価の実施	15,000,000円	・現地調査（ベースライン調査（介入前）、エンドライン調査（介入後）） ・データ収集、データクリーニング、調査報告書作	現地再委託

				成	
2	データベース 開発	第2章 特記仕様書案 第6条 再委託 データベース開発	15,000,000円	・データベース仕様設計 ・操作マニュアル作成 ・契約期間内の保守業務	現地再委託
3	本邦研修にかかる経費	第2章 特記仕様書案 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (2) 本邦研修・招へい	19,553,700円 計3回を想定	報酬（事前業務（3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.5人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可） 報酬：5,520,200円/回 直接経費997,700円/回）	報酬 国内業務費
4	機材購入費	第2章 特記仕様書案 第7条 機材調達	30,000,000円	・パイロット校への機材供与	機材費
5	第三国研修	第2章 特記仕様書案 第3条 2. 本業務にかかる事項 (9) 第三国研修	5,000,000円	・参加者査証、航空賃、日当・宿泊、保険費、車両借上費、講師や訪問先謝金、通訳等	一般業務費
6	就職活動イベント/OB訪問会	第2章 特記仕様書案 第3条 2. 本業務にかかる事項 (2) 産業界が求めるスキルと生徒が習得しているスキルのミスマッチ	10,000,000円	・会場備上費、広報等	一般業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。  
（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。  
払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)）

（9）その他留意事項

なし

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「2. (3) 日程」参照  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
  2. 実施方法： Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
    - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
    - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
      - ① Microsoft-Teams を使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
      - ② 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
- 注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上